MGSL

試 験 成 績 報 告 書

試 125100052 号

平成 24 年 4 月 12 日

依頼者名：有限会社　縄田造船所　殿

住　　所：山口県山口市秋穂東 7696-5

一般財団法人 日本文化用品安全試験所
大阪事業所 大阪府東大阪市水走 3-6-14
〒578-0921 TEL. 072 (968) 2220 FAX. 072 (968) 2221

平成 24 年 4 月 4 日にご依頼のありました試料の試験結果を以下にご報告申し上げます。

試験品名及び数量	安心きゃたつ　　1 点
試　験　項　目	CPSA0015 住宅用金属製脚立の SG 基準
試 験 実 施 日	平成 24 年 4 月 12 日

試 料 写 真：

型式区分：Ⅰa 形

試験方法及び結果：

1. 構造、外観及び寸法

認 定 基 準		結　果	判 定
(1)	各部の組立・接合は堅牢、かつ、確実で緩み、がたつき等がなく、安定性が良いこと。	異状は認められなかった。	合格
(2)	止め具は確実に固定でき、使用中容易に外れたり、脚立が開閉したりしない構造であること。	異状は認められなかった。	合格
(3)	折畳み機構、回転部等の可動部の作動は円滑、かつ、堅ろうであること。	異状は認められなかった。	合格
(4)	乗ることができる天板及び踏みざんは水平に取り付けられており、その踏み面には、滑り止めの処理が施されていること。	異状は認められなかった。	合格

承認	中村	担当者	南

本成績書の内容を広告物その他に掲載する場合は、予め本財団理事長の承認を受けて下さい。
本成績書の一部だけを複製して使用しないようお願いします。
本成績書は、提出された試料について試験・検査したものです。

<table>
<tr><th colspan="2">認 定 基 準</th><th>結　果</th><th>判 定</th></tr>
<tr><td>(5)</td><td>支柱又はつなぎの接地面には、安定、床の保護及びすべり防止のため、使用中容易に外れない支柱端具を取り付けなどの処置が施されていること。</td><td>容易に外れなかった。</td><td>合格</td></tr>
<tr><td>(6)</td><td>仕上げは、良好で使用上支障のある変形がないこと。</td><td>異状は認められなかった。</td><td>合格</td></tr>
<tr><td>(7)</td><td>表面にめっき、塗装等が施されているものにあっては、素地の露出、はがれ、さび及び著しいむらがないこと。</td><td>異状は認められなかった。</td><td>合格</td></tr>
<tr><td>(8)</td><td>人体に触れる部分には傷害を与えるような鋭い角部、かえり、ばり等がないこと。</td><td>異状は認められなかった。</td><td>合格</td></tr>
<tr><td>(9)</td><td>外部に現れるボルト・ナット、リベット、溶接部等の先端は、著しく突き出していないこと。</td><td>異状は認められなかった。</td><td>合格</td></tr>
<tr><td>(10)</td><td>使用最大高さは表1に示すとおりであること。
表1　使用最大高さ h1 (mm)
<table>
<tr><th>型式分類</th><th>使用最大高さ</th></tr>
<tr><td>Ⅰ形</td><td>2000 未満</td></tr>
<tr><td>Ⅱ形</td><td>1000 未満</td></tr>
<tr><td>Ⅲ形</td><td>3000 未満</td></tr>
</table></td><td>使用最大高さ h1＝662mm</td><td>合格</td></tr>
<tr><td>(11)</td><td>天板に乗ることができるもので、天板面までの垂直高さが 800mm 以上のものにあっては、上わくがあること。ただし、Ⅱ形のものあっては、
この限りではない。</td><td>該当しない</td><td></td></tr>
<tr><td>(12)</td><td>天板の大きさは表2に示すとおりであること。
表2　天板の大きさ (mm)
<table>
<tr><th rowspan="2">部位</th><th colspan="2">天板に乗ることのできる脚立の垂直高さ</th></tr>
<tr><th>800 未満のもの</th><th>800 以上のもの</th></tr>
<tr><td>昇降面に対する幅 (a)</td><td>250 以上</td><td>250 以上</td></tr>
<tr><td>昇降面に対する幅 (b)</td><td>155 以上</td><td>250 以上</td></tr>
<tr><td>隙間 (s)</td><td>45 以下</td><td>45 以下</td></tr>
</table></td><td>昇降面に対する幅 (a)：386mm
昇降面に対する幅 (b)：497mm
隙間 (s)：0（隙間無し）</td><td>合格</td></tr>
<tr><td>(13)</td><td>踏みざんの昇降面に対する奥行きは、30mm 以上であること。</td><td>74mm</td><td>合格</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">認 定 基 準</th><th>結　　果</th><th>判 定</th></tr>
<tr><td>(14)</td><td>踏みざんの間隔は、表 3 に示すとおりであること。
また、踏みざんの間隔は、等間隔であること。
表 3　踏みざんの間隔 (mm)
<table>
<tr><th>区分</th><th>間　隔</th></tr>
<tr><td>C1</td><td>350 以下</td></tr>
<tr><td>C2、C3</td><td>180 以上 350 以下</td></tr>
<tr><td>C4</td><td>400 以下</td></tr>
<tr><td rowspan="2">C5</td><td>使用最大高さが 2000 未満のものにあっては 500 以上</td></tr>
<tr><td>使用最大高さが 2000 以上のものにあっては 800 以上</td></tr>
</table></td><td>C1＝220mm
C2＝220mm
C3＝220mm
C4:該当しない
C5：該当しない</td><td>合格</td></tr>
<tr><td>(15)</td><td>乗ることができる踏みざん部の支柱内幅は 280mm 以上であること。</td><td>385mm</td><td>合格</td></tr>
<tr><td>(16)</td><td>昇降面、背面または後支柱の傾斜角度は 75 度以下であること。
乗ることのできる最上段踏みざんの外端点の中心点：A
点 A から床面に下ろした下げ振りの静止点：B
支柱端具の最前点の中心点：C　　とし、
線分 AB＝h1 、線分 BC＝w1　とした時、
式　w1≧0.268×h1 の成立をもって 75 度以下を確認する。</td><td>昇降面：
w1 (254mm) ≧
0.268×h1 (662mm)
＝177mm
背面：
w2 (185mm) ≧
0.268×h1 (662mm)
＝177mm</td><td>合格</td></tr>
<tr><td>(17)</td><td>横方向の安定角度は 85 度以下であること。
床面上で測定した両支柱端具間の外幅寸法：d
乗ることができる天板の支柱内幅寸法：d1
使用最大高さ：h1
とした時、式　d≧d1＋0.175×h1 の成立をもって 85 度以下を確認する。</td><td>昇降面：d (540mm) ＞
d1 (385mm) ＋0.175×
h1 (662mm) ＝501mm
背面：d (530mm) ＞
d1 (385mm) ＋0.175×
h1 (662mm) ＝501mm</td><td>合格</td></tr>
<tr><td>(18)</td><td>上わくがあるものにあっては、上わくの床面への投影点は支柱接地面の内側にあること。</td><td>内側にある。</td><td>合格</td></tr>
<tr><td>(19)</td><td>支柱の長さが調整できるものにあっては、その伸縮量は 350mm 以下であること。ただし、III形のものにあっては、後支柱の伸縮量は 600mm 以下であること。</td><td>該当しない</td><td></td></tr>
</table>

2. 強度

<table>
<tr><th colspan="2">認 定 基 準</th><th>結　果</th><th>判 定</th></tr>
<tr><td>(1)</td><td>乗ることのできる天板又は乗ることのできる最上段の踏みざんに、4000N の力を加えたとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。
さらにⅡ形のものにあっては、天板に 1000N の力を加えたとき、最大展開設置間長さ (L) に対する最大たわみは、1/100 以下であること。</td><td>3940N で天板裏面のリブ部が破損した。</td><td>不合格</td></tr>
<tr><td>(2)</td><td>踏みざんに 2200N の力を加えたとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</td><td>破損、外れ、変形等の異状は認められなかった。</td><td>合格</td></tr>
<tr><td>(3)</td><td>Ⅰb 形のものにあっては、はしごに組み立てて昇降面に対して、1000N の力を加えたとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がなく、支点間距離に対するたわみは表 4 に示すとおりであること。
また、昇降面を裏側にして同様に 250N の力を加えたときにおいても、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。
表 4 支点間距離に対するたわみ
<table>
<tr><th>はしご状にしたときの最大長さ</th><th>たわみ</th></tr>
<tr><td>4m 未満のもの</td><td>4/100 以下</td></tr>
<tr><td>4m 以上のもの</td><td>5/100 以下</td></tr>
</table></td><td>該当しない</td><td></td></tr>
<tr><td>(4)</td><td>Ⅰb 形のものにあっては、はしごに組み立てて昇降面に対して横方向に 250N の力を加えたとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がなく、支点間距離に対するたわみは 2/100 以下であること。</td><td>該当しない</td><td></td></tr>
<tr><td>(5)</td><td>支柱端部に 900N の力を加えたとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</td><td>外曲げ：踏みさん側及び踏みさん無し側共に破損、外れ及び使用上支障のある変形が認められなかった。
内曲げ：踏みさん側及び踏みさん無し側共に破損、外れ及び使用上支障のある変形が認められなかった。</td><td>合格</td></tr>
</table>

認定基準		結果	判定
(6)	脚立をローラ上に置き、乗ることのできる天板又は乗ることのできる最上段の踏みざんに 2000N の力を加えたとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。ただし、III形のものにあってはこの限りではない。	破損、外れ及び使用上支障のある変形等の異状は認められなかった。	合格

3. 摩擦抵抗

認定基準	結果	判定
支柱端具の摩擦係数は 0.3 以上であること。ただし、III形のものにあってはこの限りではない。	95N/(9.8×28.7kg) ＝0.34	合格

4. 安定性

認定基準	結果	判定
乗ることのできる天板又は乗ることのできる最上段の踏みざんに、水平方向に 50N の力を加えても脚立は転倒しないこと。 また、転倒防止機構が備えられているものにあっては、この状態において、150N の力を加えても脚立が転倒しないこと。	転倒しなかった。	合格

5. 表示

認定基準	結果	判定
製品には、容易に消えない方法で規定された事項を表示すること。	補足参照	－

6. 取扱説明書

認定基準	結果	判定
製品には、規定された趣旨の注意事項を明示した取扱説明書を添付すること。	補足参照	－

補　　足：項目5「表示」、6「取扱説明書」においては、それぞれ表示及び取扱説明書の添付がないため、別途確認が必要です。
試験後の試料の状態については目視及び触感により調べましたが、詳細については別途、現品による確認が望まれます。

以　　上